

医療費などで困ったときは 相談してみましよう

2022年4月現在、全国に453施設ある「がん診療連携拠点病院等※1」には、相談支援センターを設置することが義務づけられています。ソーシャルワーカーと呼ばれる福祉の専門職を配属する相談支援センターも増えていますので、医療費で困ったことがあったら相談してみましよう。

全国の相談支援センターの一覧は、国立がん研究センターがん対策情報センターが運営するウェブサイト「がん情報サービス(ganjoho.jp)」で閲覧できます。また、大学病院などの規模の大きい病院でも「医療相談室」などを設置し、ソーシャルワーカーを常駐させる施設が多くなっています。

ソーシャルワーカーがいない場合は、会計の担当者に相談することができます。そのほか地域の社会福祉協議会でも相談窓口を設置し、相談を受けつけているところがあります。国民健康保険の場合は、市区町村の国民健康保険の担当窓口にも相談することも可能です。

※1：がん診療連携拠点病院等…都道府県の推薦をもとに厚生労働大臣が指定した病院で、がんに関する診療の体制や設備、情報提供、ほかの医療機関との連携などについて国が定めた基準を満たす。「都道府県がん診療連携拠点病院」、「地域がん診療連携拠点病院(高度型)」、「地域がん診療連携拠点病院」、「地域がん診療連携拠点病院(特例型)」、「国立がん研究センター」、「特定領域がん診療連携拠点病院」および「地域がん診療病院」がある。

病気や制度をよく理解し、充実した毎を送りましよう



バベンチオ®による
治療を受ける患者さんへ

高額療養費制度について

ーバベンチオ®による治療を始める前にー

この冊子は、バベンチオ®による治療を受けていただく患者さんに知っていただきたい高額療養費制度についてまとめています。治療を始めるにあたり、気になることや不安に思うことがありましたら、遠慮せずに主治医や看護師、薬剤師などの医療スタッフにご相談ください。

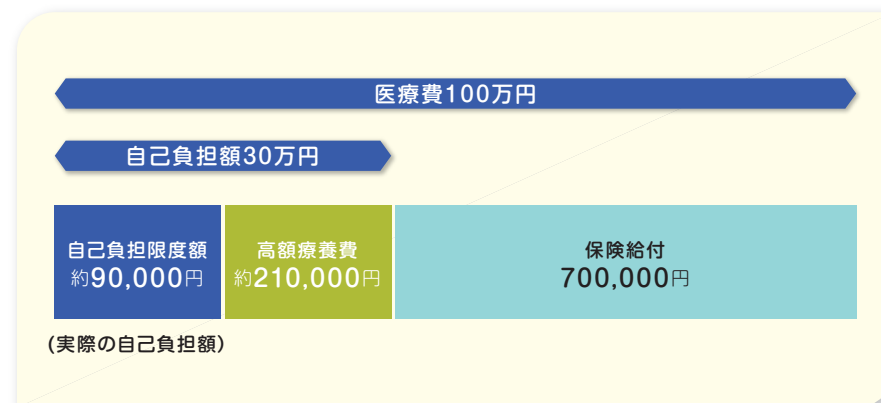
CONTENTS

はじめに ーバベンチオ®による治療を始める前にー	2
高額療養費制度は医療費の負担を軽くするしくみです	3
年齢や所得によって、自己負担限度額が変わります	4
高額療養費の適用には申請手続きが必要です	6
世帯合算と多数回該当は、さらに負担を軽減するしくみです	8
バベンチオ®による治療にかかる費用	10

医療機関にかかった際に、薬剤費、診察費、検査料などをすべて合計した費用を「医療費」として支払うこととなりますが、公的医療保険（4ページ参照）に加入していることで、患者さんの負担はその3割程度※1になります。しかし、がん治療薬の使用により毎月の医療費が100万円近くかかることもあるため、3割負担でも高額な費用を負担することになります。この負担を軽くするしくみが、高額療養費制度です。この制度では、患者さんが負担する医療費に上限（自己負担限度額）が設けてあり、上限を超えた金額（高額療養費）は免除もしくは払い戻されます。

※1：年齢や所得により自己負担の割合は異なります。

例 医療費が100万円で自己負担が3割の場合の高額療養費※2



※2：70歳未満で所得区分が「ウ：年収約370万～約770万」の方の場合（P4参照）

注1）同一の医療機関における一部負担金では限度額を超えない場合であっても、同じ月の複数の医療機関における一部負担金（70歳未満の場合は2万1千円以上であることが必要）を合算することができる。この合算額が限度額を超えれば、高額療養費の支給対象となる。

年齢や所得によって、自己負担限度額が変わります

自己負担限度額は同じ月(1日から末日まで)ごとに計算しますが、70歳未満か以上か、また、所得・医療費がいくらかによって、計算方法が異なります。くわしくは加入されている公的医療保険の窓口にお問い合わせください。

注1) 同じ医療機関でも歯科とそれ以外、また、入院と外来では別計算になります。また、異なる医療機関で診療を受けた場合も別計算になります。

● 70歳未満の方の場合

70歳未満の自己負担限度額は、所得に応じて表1の計算式により算出されます。

表1 1か月の自己負担限度額(70歳未満)

適用区分	1か月の上限額(世帯ごと)
ア 年収約1,160万円～ 健保:標準報酬月額83万円以上 国保:旧ただし書き所得901万円超	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%
イ 年収約770万～約1,160万円 健保:標準報酬月額53万～79万円 国保:旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%
ウ 年収約370万～約770万円 健保:標準報酬月額28万～50万円 国保:旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%
エ ～年収約370万円 健保:標準報酬月額26万円以下 国保:旧ただし書き所得210万円以下	57,600円
オ 住民税非課税者	35,400円

参考 主な公的医療保険

主な公的医療保険の種類および保険者は表のとおりです。

公的医療保険の種類	保険者
全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)／船員保険	全国健康保険協会
組合管掌健康保険	健康保険組合
国民健康保険	市区町村
共済組合	共済組合
後期高齢者保険	後期高齢者医療広域連合

● 70歳以上の方の場合

70歳以上の自己負担限度額は、表2のように、所得のほか外来か入院かによっても異なります。

表2 1か月の自己負担限度額(70歳以上)

適用区分	1か月の上限額(世帯ごと)	
	外来(個人ごと)	
現役並み	年収約1,160万円～ 標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%
	年収約770万～約1,160万円 標準報酬月額53万～79万円 課税所得380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%
	年収約370万～約770万円 標準報酬月額28万～50万円 課税所得145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%
一般	年収約156万～約370万円 標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満	18,000円 (年14.4万円*1) 57,600円
住民税非課税等	II住民税非課税世帯	24,600円
	I住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	15,000円

※1: 1年間のうち一般区分又は住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額の合計額について、14.4万円の上限を設ける。

高額療養費の適用には申請手続きが必要です

● 窓口での支払いを自己負担限度額内にすることができます

治療前にあらかじめ「限度額適用認定証」の手続きを行い、医療機関に提出することで、医療機関の窓口で支払う医療費を自己負担限度額までにすることができます(図1)。申請の手続きは年齢・所得によって異なります(表3)。くわしくは加入されている公的医療保険の窓口にお問い合わせください。

なお、限度額適用認定証は治療開始後であっても申請は可能です。医療機関によっては発行月から限度額適用認定証の利用が可能な場合もあります。くわしくはおかけの医療機関へお問い合わせください。

図1 限度額適用認定証を利用する場合の流れ

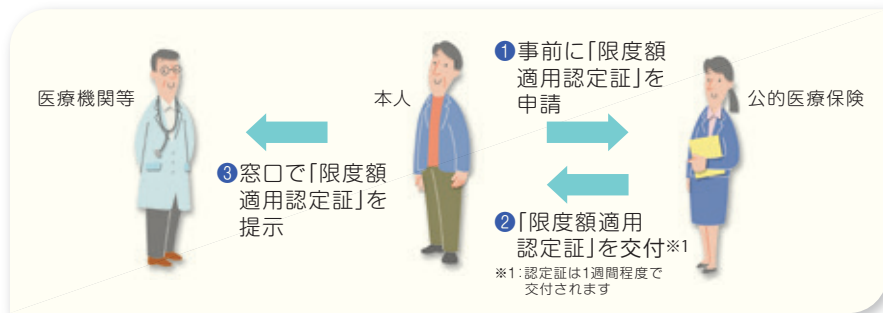


表3 限度額適用認定証の手続き(年齢・所得別)

70歳未満の区分ア～エ 70歳以上の現役並み (年収約370万～約1,160万円)	事前に加入する公的医療保険に申請書を提出し、「限度額適用認定証」の交付を受ける
70歳以上の現役並み (年収約1,160万円～) 70歳以上の一般	自己負担限度額までの支払いで済むようになっているので、「限度額適用認定証」の交付は不要
70歳未満の区分オ 70歳以上の住民税非課税等	事前に加入する公的医療保険に申請書を提出し、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受ける

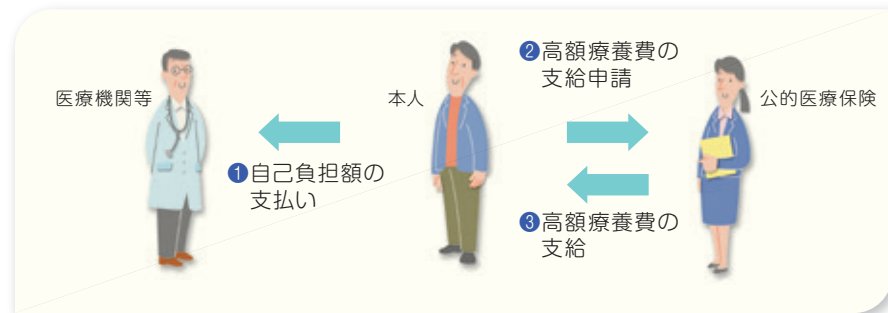
● 自己負担限度額を超えて支払った場合、払い戻しを受けることができます

自己負担額を支払った後に高額療養費の払い戻しを受けるには、加入する公的医療保険の窓口への申請が必要となります。医療機関にかかった翌月以降に、領収書、保険証、印鑑、振り込み口座のわかるもの、通知書(通知があった場合)などを提出し、申請します(図2)。なお、払い戻しを受けるのは、通常、約3ヵ月後になり、また、医療機関への支払いから2年を過ぎると申請できなくなりますのでご注意ください。くわしくは加入されている公的医療保険の窓口にお問い合わせください。

注1) 公的医療保険によっては、高額療養費の対象者に申請手続きの通知を出しているところや、申請しなくても自動的に払い戻しシステムを採用しているところもあります。

注2) 保険料を滞納している場合には、高額療養費が保険料滞納分にあてられ、払い戻し金額の全額を受け取れないこともあります。

図2 高額療養費の払い戻しを受ける場合の流れ



参考 無利子の貸付制度が利用できます

限度額適用認定証の交付が受けられず、医療費の支払いが困難な場合には、高額療養費で払い戻される金額の8割相当額を無利子で貸し付け、3ヵ月後に払い戻される高額療養費を前渡しする「高額療養費(医療費)貸付制度」があります。貸付制度を利用するには、それぞれの公的医療保険の窓口にお問い合わせください。

注3) 保険料を滞納している場合には、この制度を利用できないことがあります。

世帯合算と多数回該当は、さらに負担を 軽減するしくみです

医療費の自己負担額がさらに軽減される「世帯合算」と「多数回該当」というしくみがあります。

● 医療費を世帯で合算して、申請できます

同じ月に、同一世帯のご家族^{※1}が同時に医療機関にかかり、それぞれの一部負担金が高額療養費の自己負担限度額まで届かなくても、合算して自己負担限度額を超えていれば、申請することで高額療養費の支給を受けられます。

※1: この場合の世帯とは、住民票上の世帯とは異なり、同じ医療保険に加入している家族となります。
 注1) 70歳未満の場合は、それぞれの自己負担が21,000円を超えた場合のみ合算できます。
 注2) 70歳以上の高齢者がいるご家族では計算方法が異なります。くわしくは加入されている公的医療保険の窓口にお問い合わせください。

世帯合算の例 70歳未満で所得区分が「ウ」のご家族の場合

	同一世帯		
医療費	350,000円	160,000円	60,000円
自己負担額(3割)	105,000円	48,000円	18,000円 <small>21,000円未満のため合算の対象にはならない。</small>
自己負担限度額 表1参照	82,530円 = 80,100円 + (350,000円 + 160,000円 - 267,000円) × 1%		
払い戻される金額	70,470円 = (105,000円 + 48,000円) - 82,530円		

● 多数回該当により負担額をさらに軽減することができます

ご家族^{※2}で直近の12ヵ月の間に3回以上の高額療養費の払い戻しを受けた場合には、4回目以降の自己負担限度額が減額されます(図3、表4)。

※2: 同じ公的医療保険に加入している同じ世帯の方に限られます。

図3 年齢70歳未満・所得区分「ウ」の方の場合の多数回該当

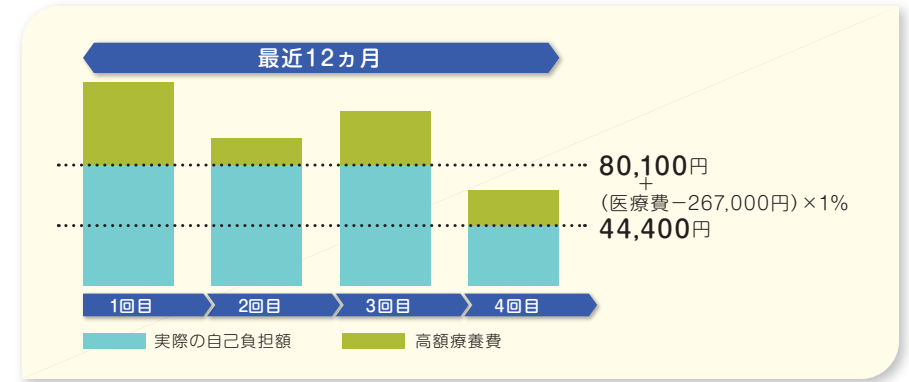


表4 多数回該当の場合の自己負担限度額(年齢・所得区分別)

	70歳未満の方		70歳以上の方 1ヵ月の上限額(世帯ごと)	
	ア	140,100円	現役並み	年収約1,160万円~の方
イ	93,000円	年収約770万~約1,160万円の方		93,000円
ウ	44,400円	年収約370万~約770万円の方		44,400円
エ			一般	44,400円
オ	24,600円			

注3) 70歳以上の住民税非課税等については、多数回該当の適用はありません。

バベンチオ[®]による治療にかかる費用

がん治療は薬の種類、投与方法や必要となる検査などによって費用が異なります。

ここではバベンチオ[®]による治療にかかる費用について、高額療養費制度を使った場合の1ヵ月あたりの自己負担額の計算例を示しました。

外来でかかる費用としては薬剤費のほかに、再診料(外来診療料)、医学管理等^{※1}、検査料などがかかりますが、それらも合算した上で、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として払い戻されます。

※1: 医学管理等とは、病気の診療に際し、服薬・食事・睡眠・運動などについて、医師やスタッフが行った診療上の指導や医学的管理に対して支払う費用です。

参考 高額療養費の支給の対象外となる医療費もあります

医療費のうち、入院時の食事代や保険診療対象外の差額ベッド代(個室料)は、高額療養費の対象にはなりません。保険薬局で薬を処方してもらったときなどにかかる自己負担額は、処方せんを交付した医療機関と合算して計算できます。

バベンチオ[®]による治療費、その他の費用で医療費総額が1ヵ月あたり1,500,000円の場合

1ヵ月あたりの自己負担限度額

70歳未満					
区分1		1~3ヵ月目 (世帯ごと)	4ヵ月目以降 [多数回該当]		
ア	年収約1,160万円~の方	259,180円	140,100円		
イ	年収約770万~約1,160万円の方	176,820円	93,000円		
ウ	年収約370万~約770万円の方	92,430円	44,400円		
エ	年収約370万円未満の方	57,600円			
オ	住民税非課税の方	35,400円	24,600円		
70歳以上					
区分1		外来 (個人ごと)	1~3ヵ月目 (世帯ごと)	4ヵ月目以降 [多数回該当]	
現役並み	年収約1,160万円~の方		259,180円	140,100円	
	年収約770万~約1,160万円の方		176,820円	93,000円	
	年収約370万~約770万円の方		92,430円	44,400円	
一般	年収約156万~約370万円の方	18,000円	57,600円		
住民税非課税等	Ⅱ住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	24,600円 ^{※2}	
	Ⅰ住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)		15,000円	15,000円 ^{※2}	

計算式で算出します

一定額が決められています

※2: 70歳以上の住民税非課税等については、多数回該当の適用はありません。

注1) 区分の対象者に関してはP4・5をご参照ください。